

2011年10月発行

第2号

平成23年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成23年8月5日開催分

■開催概要

開催日時:平成23年8月5日(金) 14:00~16:30

場 所:大阪市立総合生涯学習センター

議事次第

1. 開会
2. 出席者紹介
3. これまでの経緯
4. 議 事
 - (1) 淀川河川敷の利用状況について
 - (2) 地区会議の運営方法について
 - (3) 地区会議メンバーの選定について
 - (4) 河川保全利用委員会の検討状況
5. 今後の予定
6. 閉会

配布資料(一覧)

■検討資料

- ・資料1 淀川河川敷の利用区分図
- ・資料2 地区会議の運営方法(案)
- ・資料3 地区会議メンバーの選定について
- ・資料3-1 地区会議メンバー候補団体・候補者リスト
- ・資料3-2 地区会議エリア区分・メンバー候補案
- ・資料3-3 地区会議メンバー候補団体・候補者の属性

■参考資料

- ・参考資料1 上流域・中流右岸域地区会議会議録
- ・参考資料2 河川保全利用委員会の検討状況

1. 地区会議の結果について

主な発言

[地域住民代表]

- ・十三大橋と阪神高速の間は自由に使えるといわれましたが、利用の申込みを行わないと利用できません。その点をご説明いただけますでしょうか。

[事務局]

- ・当該地は自由使用だが、特定団体が排他独占的に不法占有されている場合があります。不法占有を行っている団体には是正指導を行っているところです。

[地域住民代表]

- ・実際には誰かがこれを管理しています。申し込まないことには、そのグラウンドは使えません。

[地域住民代表]

- ・そういう人たちは、自分たちでグラウンドを整備しています。



[地域住民代表]

- ・開園している長柄地区で行事をやる場合は、枚方に申し込みに行っています。阪急千里線と長柄橋の間にグラウンドができていますが、ここは都島区の人が使っており、地元の人が使えていません。利用している人は、グラウンドの周囲にフェンスを作って自主的に管理しています。

[地域住民代表]

- ・「その他の占用面積」に挙げられている箇所は、審議の対象外なのでしょうか。

[事務局]

- ・占用箇所は、河川保全利用委員会で検討していますが、公園整備と関連する意見は本協議会で伺います。占用者が会議に参加していないので占用公園の整備や管理に関する審議はできません。

[学識者委員]

- ・自由使用について、新十三大橋の左岸側の上流側のところは一番ひどくて、夜間に投光器まで使い独占的に利用しています。
- ・淀川大橋の下流の海老江の干潟のところは、開園ということでしょうか。

[事務局]

- ・淀川大橋の左岸下流側は河川公園の計画区域に入っていませんが、河川事業として引き続き干潟再生事業を続けていく予定です。

[学識者委員]

- ・区分の境界線にとらわれることなく議論していただきたいです。境界線はあくまで管理の区分です。

2. 地区会議の運営方法について

[学識者委員]

- ・資料2に「地区整備計画案の内容に反映させる」とありますが、意見については整備計画だけではなく、維持管理に関しても反映していただきたいです。

[事務局]

- ・「地区会議の結果は、次回の地域協議会に報告し、整備計画や管理運営に反映させる」という記述に変更します。

3. 地区会議のメンバーの選定について

[学識者委員]

- ・庭窪河畔地区から豊里地区まで広い範囲となっており、一部行政区も違うので事務局に分けるように提案しました。

[地域住民代表]

- ・グループ①の中で、太子橋地区は大阪市旭区になりますが、守口市に近く、分けると細かくなりすぎるので一緒にしているということでしょうか。

[行政委員]

- ・グループ①の分け方はこれで結構だと思います。自治体の委員として守口市から2名入っています。大阪市旭区も対象になっているため、大阪市もメンバーに入るようにしていただきたいです。

[地域住民代表]

- ・海老江地区と大淀野草地区が一緒になっています。海老江地区は福島区で大淀野草地区は北区になりますが、北区の方が入っていないので入っていただいた方がよいのではないのでしょうか。

[利用者代表]

- ・グループ⑤は、人数も12名で比較的少ないです。ここはこれから干潟を育てようという場所であるため、実際に環境保全活動を行っている方を選出したいです。

[学識者委員]

- ・辻川委員から推薦していただくことでお願いします。

[事務局]

- ・大淀野草・海老江地区は人数枠も十分あるので、追加で推薦していただくことに了承いただけますでしょうか。個別に調整させていただきます、再度皆様に連絡させていただきます。

[学識者委員]

- ・大淀野草地区は環境に配慮しようとしていますが、これだけの人数がいれば十分議論できると思います。

[学識者委員]

- ・「野鳥の会」など、同じ人が複数の地区にメンバーとして入るのは好ましくありません。対象となる地区をフィールドとして活動している人に参加してもらおうほうがよいのでは。

[学識者委員]

- ・ここには団体の代表者を記載しているので、各地区では別の方にメンバーになっていただきます。

[事務局]

- ・本日決定するのは団体であり、各団体より多様な年代層や、地域に精通された方に出席していただくように依頼します。

[学識者委員]

- ・グループ⑤には、淀川管内河川レンジャーから干潟活動をされている方を紹介いただき、北区代表の方から北区の方を推薦していただくようお願いしたいと思います。

[地域住民代表]

- ・グループ①は、都島区の方もメンバーに入っていたほうがよいのではないのでしょうか。
- ・北区の人数が多いので都島区のほうと調整をさせていただきたいです。

[学識者委員]

- ・北区と都島区で調整いただいて、補強する方向でお願いしたいと思います。

[事務局]

・団体の追加が難しい場合は、例えば同じ地域からもう1人出席していただくなど、人数でバランスをとっていただくということも可能です。

[行政委員]

・守口市からのメンバー推薦者がスポーツ青少年課となっていますが、庁内で検討したもので推薦者は守口市としていただきたいです。

[地域住民代表]

・グループ③にはテニスコートがあるので運動利用の方もメンバーに必要ではないでしょうか。

[学識者委員]

・大工大グラウンドのところの方も入ってもらうほうがよいのではないのでしょうか。

[事務局]

・自由使用のところで一部、大工大が利用しています。大工大には城北水辺クラブがあり、地区会議のメンバーとして入っていただくことになっています。

[事務局]

・豊里地区で運動利用がゼロとなっていますが、ここはテニスコートのみであるため、問題ないと考えています。

[地域住民代表]

・資料3-3のグループ⑤の団体数が少ないところは再考します。

[学識者委員]

・グループ①は、自治体委員として大阪市が入ります。推薦者の守口市スポーツ青少年課を守口市に変更します。

・グループ②は、運動利用の方がメンバーに入っていませんが、グラウンドがないため、運動利用がなく、このままのメンバーでよいでしょう。

・グループ③は、大工大の学生も入ります。都島区の方にも入ってもらうことになります。

・グループ④は、このままで問題ありません。

・グループ⑤は、干潟の再生があるので環境に関する方の補強をしていただき、大阪市北区から入っていただきます。団体属性のバランスを再考いただきます。

・「野鳥の会」などの同名の方が複数の地区に入っていますが、これは代表者であるため、各地区にあった人を推薦していただきます。

4. 河川保全利用委員会の検討状況

(質疑なし)

5. 今後の予定について

[学識者委員]

・地区会議は何回程度開催するのでしょうか。最初は非生産的雑談などで、回数を重ねないといけないのではないのでしょうか。すぐに何かをきめることは難しいです。

[事務局]

・今年度の地区会議は広く意見を聞くことを目的とした会議であることから、回数は1回を予定しています。今後、何らかの決定のために地区会議を開催する場合は、複数回必要になると考えられます。本協議会で検討していきたいと思っております。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kkrlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyoudgi/index.html

2011年10月発行

第2号

平成23年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成23年8月5日開催分